

1 「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024年度～2026年度－」 (最終案)について

1 プランの策定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画および児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024年度～2026年度－」(以下「次期プラン」という。)中間案の策定以降、パブリックコメントで寄せられた意見や障害福祉計画に係る市町との協議・検討等をふまえ、最終案をとりまとめました。(別冊1のとおり)

2 次期プラン(最終案)の概要

別冊のとおり

3 中間案からの主な変更点

(1)「第2章 障がい者施策の総合的推進」に係る数値目標の変更及び取組の追加

- ① 「障がいに対する理解の促進」の項目における数値目標「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」について、「アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数」に変更します。(別冊 P52)
- ② 「雇用・就労の促進(2)一般就労が困難な障がい者に対する支援」に、「⑤障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されることから、事業所等への指導・助言により円滑な導入を図ります。」を追加します。(別冊 P63)
- ③ 「地域移行・地域生活の支援の充実(1)地域生活への移行」に、「②障害者支援施設の入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービスが提供されるよう、施設への指導・助言を通じて地域生活への移行を支援します。」を追加します。(別冊 P69)

(2)「第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画」に係る成果目標等(別冊 P86～154)

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画について、市町が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画の数値との整合を図りつつ、国の基本指針に即して、地域生活への移行等に関する成果目標や、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援、障がい児支援)のサービス見込量(活動指標)を

決めました。(成果目標の概要は別紙2のとおり)

また、市町との協議・検討を踏まえ、「第3節 障害保健福祉圏域別計画」において、各圏域プランや、圏域における課題・今後の取組について記載しました。

4 パブリックコメントの状況

(1)意見募集期間

令和5年12月14日(木)から令和6年1月12日(金)まで

(2)意見総数

2名の方から17件のご意見をいただきました。

(3)主な意見の概要と意見に対する考え方

①「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」について(別冊 P57)

【意見】

視覚障がい者がデジタル情報を得るためにはICTの活用が必要なことから、三重県視覚障がい者支援センターがITサポート事業を実施することを記載されたい。

【対応】

三重県視覚障害者支援センターでITサポート事業を実施し、視覚障がい者の社会参加や自立を支援することを記載しました。

②「障がい者スポーツの充実」について(別冊 P65～66)

【意見】

陸上競技は、2024年の世界選手権、パラリンピック、日本パラ陸上、2025年デフリンピック、2026年アジア大会、2028年パラリンピックが開催予定であり、大会周知等について記載されたい。また、障がい者スポーツを「みる」「支える」人への支援は検討しているのか。

【対応】

令和6(2024)年のパラリンピックをはじめとする国際大会・全国大会の周知・啓発について記載しました。また、「支える」人への支援として、指導者資格取得等にかかる費用の助成などの支援を行っています。

5 三重県障害者施策推進協議会等での主な意見に対する考え方

①「障がいに対する理解の促進」について(別冊 P52)

【意見】

「障がいに対する理解の促進」の項目における数値目標「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」について、採用する指標が変わって数値が大きく変わった。当事者が感じている状況を表すことはできないか。

【対応】

モニター調査による数値では適当な指標がなく、当事者への調査も難しいことが

ら、令和5年度から障がい者に対する理解促進で取り組んでいる「アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数」に数値目標を変更します。

②「地域移行・地域生活の支援の充実」について(別冊 P69～74)

【意見】

地域生活への移行が進んでいない。県としてどのように取組を進めるのか。

【対応】

地域で自立した生活を送るためには、受け皿の確保が必要となることから、重度の障がいにも対応したグループホームや通所施設の整備に優先的に取り組むとともに、重度障がい者の支援にかかる報酬等の拡充を国に要望していきます。

【意見】

福祉を担う人材不足が深刻であり、既存の事業の継続でさえ難しい。専門性のある職員が少なく、福祉を支えていく担い手が必要である。

【対応】

障がい福祉人材の育成・確保については、これまでも実施しているサービス・相談支援者に対する研修事業を充実するとともに、処遇改善加算等の拡充を通じて安定的な人材確保を支援していきます。

6 今後の予定

令和6年3月中に次期プランを策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

策定後は次期プランに基づき、市町および関係機関等と連携しながら障がい者施策の一層の推進に取り組めます。

「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024年度～2026年度－」 (最終案)の概要

第1章 総論(別冊 P1～P46)

本プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

基本理念を「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とし、次の4つの基本原則に基づき計画を推進していきます。

- (1)障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2)社会的障壁の除去
- (3)障がい者本位の途切れのない支援
- (4)障がいの特性等に応じたきめ細かい支援

第2章 障がい者施策の総合的推進(別冊 P47～P85)

【次期計画の指標】

目標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
1 多様性を認め合う共生社会づくり		
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%
アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	—	100回
手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数	225人	266人
2 生きがいを実感できる共生社会づくり		
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756回	1,000回
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	59.1%	63.6%
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880人	4,200人
3 安心を実感できる共生社会づくり		
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159人	2,480人
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	174人	300人
三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)登録員数	98人	200人

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

(1)権利擁護の推進

障がい者差別等に関する相談について、相談員を設置し適切に対応するとともに、相談事例の検証や情報共有を行うことで、障がい者に対する差別の解消に取り組みます。また、令和6年4月からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の提供が確保されるよう周知啓発に取り組みます。

障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を図るため、障害福祉サービス事業所等の従業者等を対象とした研修を実施するとともに、事業所等で虐待事案が発生した場合は、改善に向けた取組を継続的に確認し指導するなど再発防止に取り組みます。

(2)障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、さまざまな機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施するとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。

(3)情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を進めるとともに、手話通訳等による意思疎通支援の充実を図ります。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1)特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

(2)雇用・就労の支援

障がい者雇用の拡大のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施やステップアップカフェなどの取組を行います。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方につ

いて県内企業への普及に努めます。

福祉事業所における工賃向上を図るため、専門家による研修会の開催やコンサルタントの派遣を行うことで福祉事業所の経営改善を支援します。また、福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するとともに、福祉事業所等への優先発注に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携等に取り組む福祉事業所や農林水産事業者を支援するとともに、施設外就労を中心に農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなど支援体制の構築・強化に取り組みます。

(3) スポーツ・芸術文化活動の拡大

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成、相談支援や情報発信などに取り組みます。

芸術文化活動を通じた障がい者の多様な活躍の場の拡大を図るため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを拠点に、発表する機会の創出や専門家による支援、情報収集・発信などに取り組みます。

視覚障害者等の読書環境の整備を図るため、県立図書館や点字図書館等で行われている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活が送れるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど相談支援体制の充実に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員を対象とした各種研修を実施することで障がい福祉人材の育成や資質向上を図るとともに、福祉・介護職員の処遇改善やロボット・ICT 導入による負担軽減により安定的な人材確保に取り組みます。

(2) 福祉と保健・医療などが連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化に取り組みます。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための体制整備に取り組むとともに、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、難病患者の療育・生活相談等に取り組みます。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対し、途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

発達障がい児・者について、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の充実などに取り組みます。

(3)防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、関係部局と連携して市町への働きかけや支援を行うことで、地域における避難行動要支援者対策や福祉避難所設置の促進を図ります。

社会福祉施設等における避難確保計画に基づく訓練の実施を促進するとともに、三重県 DWAT 派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

障がい者の安全確保のため、防犯対策に取り組むとともに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認など、障がい児の安全対策に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画(別冊 P86～P154)

令和5年5月に告示された国の基本指針をふまえ、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標(サービス見込量)等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

①地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

②障がい者支援のための体制整備

障害福祉サービスや障がい児支援等の体制整備を図るため、基本指針をふまえ、サービスの種類(障害福祉サービス、相談支援、障がい児支援)ごとの今後3年間の見込量等を記載

③障害保健福祉圏域別計画

県内の障害保健福祉圏域(9圏域)ごとの成果目標およびサービスの種類ごとの見込量、圏域における課題や今後の取組を記載

第4章 計画の推進(別冊 P155～P157)

福祉・医療・雇用・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

○障害福祉計画・障害児福祉計画【成果目標】

取組項目	目標項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数(※1)	26人	108人
	施設入所者数減少見込(※1)	47人	90人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上 1,431人	65歳以上 1,243人
		65歳未満 1,057人	65歳未満 849人
	心のサポーター養成研修の修了者数(※1)	—	800人
	精神病床における退院率 (現状値は令和2年度)	3か月時点 62.2%	3か月時点 68.9%
		6か月時点 78.5%	6か月時点 84.5%
		1年時点 86.2%	1年時点 91%
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	39回	48回	
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等が整備された市町数	14市町	29市町
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	12回	29回
	強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握を行った市町数	—	29市町
	強度行動障がい者に係る支援体制の整備を行った市町数	—	29市町
福祉施設から一般就労への移行	一般就労移行者数	152人	325人
	就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	63人	151人
	就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	51人	103人
	就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	32人	73人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の率	—	50%
	就労定着支援事業を利用する者の数	—	203人

福祉施設から一般就労への移行	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の率	—	25%
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置市町数	22 市町	29 市町
	保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された市町数	23 市町	29 市町
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町数	15 市町	29 市町
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町数	15 市町	29 市町
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置市町数	16 市町	29 市町
	地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保された市町数	—	29 市町
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制が確保された市町数	—	29 市町
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修の実施数	年 1 5 研修	年 1 6 研修
	県が実施する指導監査の結果を市町と共有する回数	年 1 回	年 1 回

※ 1 の目標項目については、計画期間中の累計値。

(現状値は令和3年度および4年度、目標値は令和6年度から8年度までの累計値)